

鳥取市通学路安全対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 児童生徒が安全に通学できるよう、鳥取市における通学路の安全確保に向けた取組を関係機関が連携して推進するため、鳥取市通学路安全対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「通学路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に定める道路及びその他の道路のうち、児童・生徒が通学のため通常利用する経路として設定した道路及びその区間をいう。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について認識を共有する。

- (1) 鳥取市通学路交通安全プログラムの策定及び見直しに関すること。
- (2) 各年度の合同点検の実施に関すること。
- (3) 対策メニューに関すること。
- (4) 対策実施状況の支援に関すること。
- (5) その他目的の達成に関すること。

(組織等)

第4条 協議会は、会長1名、副会長1名及び委員若干名で組織する。

- 2 委員は、別表第1の左欄に掲げる関係機関等ごとに同表の右欄に掲げる組織又は団体に所属する者のうちから選任された者とする。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(書面開催)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって会議の開催に代えることができる。

- (1) 地震、風水害又は感染症への対応等により、会議の開催が困難であるとき。
 - (2) 至急の対応が必要であり、会議を開催する余裕がないとき。
- 2 会長は、前項の規定により書面による会議の開催を行った場合は、次の会議においてその内容を報告するものとする。

(幹事会)

第8条 協議会に、第3条の協議事項を運営するための主体として幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、委員のうち鳥取市又は鳥取市教育委員会の職員である者で構成する。ただし、会長が通学路の安全確保の推進のため必要があると認めるときは、市その他の関係機関の職員等を幹事会に参加させることができる。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は、幹事会の構成員のうちから、会長が指名する。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、鳥取市教育委員会事務局学校保健給食課が担当する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

関係機関等	委 員
国土交通省	鳥取河川国道事務所、鳥取国道維持出張所、郡家国道維持出張所
鳥取県	鳥取県土整備事務所
鳥取県警察	鳥取警察署、浜村警察署、智頭警察署
鳥取市	市民生活部、都市整備部
鳥取市教育委員会	学校保健給食課
学校代表	鳥取市小学校校長会、鳥取市中学校校長会
保護者代表	鳥取市小学校 PTA 連合会、鳥取市中学校 PTA 連合会
地域代表	鳥取市自治連合会